

保健・福祉業務の集約・再編及びコンビニ交付等市民窓口改善事業に係る市民説明会

～ 議事要旨 ～

日 時：平成 28 年 7 月 30 日（土）午前 10 時～午前 11 時

場 所：尼崎市中央地区会館 3 階 大会議室

参加者：17 人

市出席者：【健康福祉局】安川保健福祉推進担当部長、北村健康福祉局企画管理課長、
高橋健康福祉局企画管理課係長、辻本福祉事務所長、鈴木保健所次長
【市民協働局】横関市民サービス部長、大脇市民課長

1 開会

- ・開会

2 職員紹介

- ・出席職員の紹介

3 保健・福祉業務の集約・再編に係る説明

- ・受付時配布資料に基づき説明

4 コンビニ交付等市民窓口改善事業に係る説明

- ・受付時配布資料に基づき説明

5 質疑応答

市民) 塚口さんさんタウンの 1 番館に関して、耐震化は確保されているのか。

市) 1 番館については昨年度耐震化工事を実施している。

市民) 現在の支所業務の中で、有料道路の障害者割引制度に関しては、社会福祉協議会委託後もそのまま受付してくれるのか。

市) 6 支所でも、また、塚口さんさんタウンと出屋敷リベルの 2 所でも受け付けはできる。

市民) 出屋敷リベルの 5 階は元々保育所があった場所か。

市) 保育所は 3 階にあった。

市民) エレベーターは 5 階までついているのか。

市) 5 階まで 2 基ついている。

市民) 2 所化後、小田地区に住んでいる人は申請や相談できる窓口が遠くなってしまっているのではないかと。

市) 申請受付については、リベルに来なくても各支所において手続きが出来る。生活保護の申請や乳幼児健診はリベルまで来てもらうことになる。生活保護の申請については、2 所で受け付けをする分現状よりも近くなる。乳幼児健診については、今までよりも遠くなるのは確かであるが、健診環境の充実を図っていくのが目的であり、できる限り安全安心に落ち着いた環境で受診して頂きたいと考えている。

市民) 支所での申請に関して、支所には市職員がいなくなるということか。様々な相談は社会福祉協議会の職員へすることになるが、大丈夫なのか。今までのように専門性のある人でないと、相談に乗ってもらえないのではないかと。

相談時に身分証や証明書は必要か。また、相談の申請用紙は支所に置いているのか。

市) 手続きの内容によって必要な証明書が変わってくる。また、各種申請に必要な書類

は置いている。

市民) 個人番号カードについて、申請されてもなかなか交付されないと聞いているが、現状はどうなのか。

市) 尼崎市では、個人番号通知カードの到着が1カ月ほど遅れており、その関係で交付が遅れていた。現在、「マイナンバーカードをとりこぎてください」という通知ハガキを発送し、市民の元へほぼ到着している状況である。ただ個人番号カードの受け取りの予約が混み合っており、平日は8月一杯、土曜日は9月一杯まで予約が入っている。

新規のカード交付申請については月に900件程度で、毎月5,000件くらいカードを交付しているので、来月くらいから、平日でも交付が可能になる。土曜日は、10月くらいから予約がとりやすい状況になってくると思われる。もう少したてば、いつでもカードの受け取りができるようになる。

市民) 9月まで待たないと新規に受付してもらえないということか。

市) 新規の受け付けは行っている。流れから言うと、まず郵送等で地方公共団体情報システム機構に申請をしてもらい、3週間から1カ月くらいで市にマイナンバーカードが届いて、受け取りが可能になる。あと1カ月ほど待てば、すぐに予約が取れる状態になる見通しである。

市民) 申請用紙は、今の支所に置いてあるのか。

市) マイナンバーカードの申請用紙は、各個人に通知カードを送付した際、一緒に同封している。もしもそれを紛失してしまった場合は、再発行の処理も可能である。まずは通知カードが送られてきた際の封筒を確認してもらいたい。

市民) 専門性のある職員を窓口配置できるのかという質問にまだ答えてもらっていないが、どうか。

市) 今までのように保健師による専門的な相談は社会福祉協議会の職員では対応することができない。申請手続きに係る内容の説明や関連する他の制度の案内などは社会福祉協議会の職員に行ってもらおう。

マニュアルの整備や引き継ぎ期間を十分にとり、社会福祉協議会の職員が対応できるよう準備をしていく。

6 閉会